富士市市民再生可能エネルギー普及推進事業費補助金 Q&A

- Q1 新築住宅、既築住宅どちらも対象となりますか?
- A 新築住宅、既築住宅どちらも対象です。登録企業グループによって、対応できる住宅 に条件がある場合がありますので、お問い合わせください。
- Q2 分譲住宅は対象となりますか?
- A 登録企業グループとの電力使用契約により太陽光発電システムを設置する場合には、 分譲住宅も対象となります。
- Q3 二世帯住宅は対象となりますか?
- A 対象となります。

なお、原則として住戸内部で行き来できるのであれば、一住戸と判断し、玄関ドアを 出て外からだけ行き来できるのであれば二住戸として判断します。なお、それを証す る図面や写真等の提出を求める場合があります。

- Q4 カーポートへの太陽光発電システム設置は対象となりますか?
- A 住宅の敷地内に設置されたカーポート内であり、発電された電力が住宅で使用されている場合には対象となります。
- Q5 固定価格買取制度 (FIT) の活用は可能ですか?
- A 太陽光発電システムを設置した住宅で電力を使用することが本補助金交付の条件と なっておりますので、余剰売電分については活用可能です。
- Q6 登録企業グループが実施するキャッシュバックキャンペーンとはどのようなものですか?
- A 市民(住宅所有者)が登録企業グループと電力使用契約を締結後に、登録企業グループから交付される現金のことです。

金額や交付の時期については、各登録企業グループによって異なりますので、お問い合わせください。登録企業グループは本補助金ホームページからご確認いただけます。

- Q7 太陽光発電システムの設置に伴い、初期費用がかかる場合はありますか?
- A 足場設置費用や電気工事等の初期費用がかかる場合があります。登録企業グループによって条件等やかかる費用が異なりますので、各登録企業グループへお問い合せください。

- Q8 太陽光発電システムで発電できない雨の日や夜間の電力はどこから購入すればよい のですか?
- A 登録企業グループの提供する電力使用契約の内容に応じ、購入先が指定されている場合があります。なお、指定されない場合には、自由に選択が可能ですので、電力使用契約の内容をよくご確認いただき、選択してください。
- Q9 太陽光発電システムの設置可否について、誰に相談すればよいですか?
- A 登録企業グループへご相談ください。本市ホームページの登録企業グループ一覧に問い合わせ先が記載してあります。
- Q10 住宅の築年数や太陽光発電システム容量、契約期間等の条件はありますか?
- A 登録企業グループによって条件が異なります。本市ホームページにてご確認いただき、 不明点は各登録企業グループへお問い合わせください。
- Q11 電力使用契約の期間途中で自宅を取り壊すことになった場合はどうすればよいでしょうか?
- A 登録企業グループによって条件が異なりますので、お問い合せください。
- O12 市民が行う手続きは何がありますか?
- A キャッシュバックキャンペーンにて受け取った現金の領収書への署名と、クールチョイス賛同書の記入・提出をお願いします。 その他に、補助金の交付申請等において確認事項が生じた場合、書類等のご提出をお願いする場合があります。
- O13 予算額が終了したら、電力使用契約は締結できませんか?
- A 富士市から登録企業グループへの補助金は交付できませんが、登録企業グループが電力使用契約の締結を受付けるのであれば可能です。